

令和7年4月1日版

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



【お問い合わせ先】

らいふあっぷ習志野

TEL : 047-453-2090

FAX : 047-406-5555

住居確保給付金とは

離職または自営業の廃止により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、らいふあっぷ習志野（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

46,000円（単身世帯） 55,000円（2人世帯）

※以下、別表のとおり

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長、再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に、以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である
または、収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が離職または廃業と同等程度の状況にあること
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった
(離職等前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額
1人	84,000円	46,000円	130,000円
2人	130,000円	55,000円	185,000円
3人	172,000円	3人～5人 59,800円	231,800円
4人	214,000円		273,800円
5人	255,000円		314,800円
6人	297,000円	64,000円	361,000円
7人	334,000円	71,800円	405,800円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	
5人	

- ⑥ （離職または廃業の場合、ハローワークに求職の申込みをし）誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金(家賃補助)の支給額

- ・ 月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・ 月収が基準額を超える場合は、以下の計算式により算出された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額}^{\ast} = \text{実際の家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

※ 住居確保給付金支給額は、別表の家賃額を上限とします。

住居確保給付金(転宅費用等)の支給

- ・令和7年度より家賃の低廉な住宅への転居の為の初期費用の補助(支給)が始まります。
- ・支給要件については、今までの住居確保給付金の支給要件の内容とほぼ変わりはありません。⑥の求職活動については要件から除外されます。

また、生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し、支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる(持ち家からの転居を含む)が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。

が要件に入ります。

住居確保給付金(転宅費用等)の支給額

- ・月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※に転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当額。

※ 住居確保給付金支給額(住宅扶助額)は、別表の家賃額を上限とします。

- ・支給対象になる経費につきましては、転居先への引っ越し費用、転居先の住居に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険)、ハウスクリーニング等の原状回復費、鍵交換費用になります。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けることで、生活の立て直しを支援する貸付け

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間：原則3ヶ月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

貸付期間：原則3ヶ月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの当面の生活に要する費用の貸付け
（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（顔写真付公的身分証明書は1点、その他は2点確認。）
マイナンバーカード、運転免許証、各種福祉手帳、
一般旅券、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ③ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
または、申請日において収入や収入を得る機会が個人の都合によらずに減少し、就労の状況が離職または廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
(離職の方で、離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類)
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 住宅の賃貸借契約書の写し
- ⑦ 離職または廃業の場合は、ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をらいふあっぷ習志野に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
原則、賃貸住宅を探す範囲は、申請書を提出した自治体の地域内です。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・ 離職または廃業の場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にて、求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、らいふあっぷ習志野に提出してください。
- ・ 離職または廃業の方は、ハローワーク窓口から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、らいふあっぷ習志野に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて「住宅確保報告書」が発行されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

その場合は、住宅を確保している不動産業者等に、住居確保給付金不支給決定により賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し、及び、「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。

なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため、住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますので、ご注意ください。

- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。

審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で、入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」、及び、新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」をらいふあっぷ習志野に提出してください。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、
「職業相談確認票」が交付されます。
- ・ 住宅を確保している不動産業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

- ・ 住居確保給付金は、自治体から不動産業者等に直接振り込まれます。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。
審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をらいふあっぷ習志野に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に、申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・ 離職または廃業の場合は、公共職業安定所(ハローワーク)にて、求職申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に、賃貸借契約書の写しを添付し、らいふあっぷ習志野に提出してください。
- ・ 離職または廃業の場合は、求職受付票(ハローワークカード)の写しを、らいふあっぷ習志野に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」「求職活動等状況報告書」が交付され、必要に応じて、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は、自治体から不動産業者等に直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

その場合は、入居している住宅の不動産業者等に、住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。

審査が通ると、貸付決定が通知されます

転居費用補助の方の場合

- ◆ 家賃補助の申請時に必要な書類等、諸要件ののほかに、転居費用等の申請時に家計改善事業における家計に関する相談支援により、家計改善のための必要性等が認められ、「住居確保給付金要転居証明書」の交付を受ける必要があります。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、月に4回以上、自立相談支援機関との面談等を行ってください。
※求職申込み・雇用施策利用状況確認票の郵送、電子データの送付及び電話等による報告も可能です。
 - ◆ 支給期間中は、公共職業安定の利用、らいふあっぷ習志野の支援員の助言、その他様々な方法により、求職活動を行ってください。
- 離職または廃業の場合と同等程度の状況にある方は・・・
- ◆ 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に、相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
※電話で相談を行った場合、受給者自身が担当者名、相談日を記載してください。
 - ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは、ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。
月4回以上の支援員との面接等の際に、活動内容を記載した「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」をらいふあっぷ習志野に提出してください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）または、給与やその他の収入を得る機会が増加した場合は、必ずらいふあっぷ習志野に収入の報告をしてください。
- ◆ その際、収入額を確認することができる書類を、らいふあっぷ習志野に提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヵ月間を、2回(延長、再延長)まで延長することが可能です。

(要件) ・ (離職または廃業の場合、ハローワークに求職の申込みをし)

誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行っていたこと

・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など

住居確保給付金の受給期間の延長、再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、らいふあっぷ習志野にお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、らいふあっぷ習志野の指導により、同一の自治体内での転居が適当である場合

変更にあたっては、申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、らいふあっぷ習志野にお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回以上の「求職活動状況報告書」の提出を怠る場合は支給を中止します
- ◆ 受給中に常用就職、または、給与やその他の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職や収入を得る機会が増加したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合、支給を中止します。
- ◆ 受給者の責により住宅を退去した者（大家からの要請の場合、らいふあっぷ習志野の指示による場合を除く）については、支給を中止します。
- ◆ 支給決定後に、虚偽の申請等、不適正な受給に該当することが明らかになった場合、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合、また個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合及び、離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合、再度支給を受けることができます。
ただし、支給終了後1年間は同給付金の支給を受けることができません。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金の返還を要する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に、虚偽の申請等、不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体に返還することになります。
以降の住居確保給付金の支給も中止します。

MEMO

【お問い合わせ先】

らいふあっぷ習志野

TEL : 047-453-2090

FAX : 047-406-5555